

平成22年（行ウ）第11号

原 告 宮 部 龍 彦

被 告 滋 賀 県

証 拠 説 明 書

平成23年5月31日

大津地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲18の8	長浜市地域 総合セン ター条例	写し	S53.3.27	長浜市	長浜市立千草文化館、長 浜市教育集会所の名称と 位置が公布されているこ と
甲18の9	八日市市隣 保館条例	写し	S39.12.25 (S53.3.30最 終改正)	八日市 市	八日市市立野口会館、八 日市市立小脇町宮会館の 名称と位置が公布されて いること
甲18の10	八日市市教 育集会所条 例	写し	H52.3.30(H1 (月日不詳)最 終改正)	八日市 市	八日市市立野口教育集會 所、八日市市立小脇町宮 教育集会所、八日市市立 平田町駅前教育集会所の 名称と位置が公布されて いること
甲18の11	守山市地域 総合セン ターの設置 等に関する 条例	写し	S57.3.31 (H12.12.26最 終改正)	守山市	守山市同和対策集会所の 名称と位置が公布されて いること
甲18の12	栗東町解放 町民セン ター設置条 例	写し	S51.10.1 (S55.10.1最 終改正)	栗東町	栗東町立十里会館の名称 と位置が公布されている こと
甲18の13	中主町立地 域総合セン ター設置条 例	写し	S53.3.28 (H15.3.18最 終改正)	中主町	中主町立有隣館の名称と 位置が公布されているこ と

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1 8 の 1 4	野洲町隣保館設置条例	写し	S53.9.27	野洲町	野洲町立地域総合センターの名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 1 5	野洲町教育集会所設置条例	写し	S46.7.1 (S57.6.28最終改正)	野洲町	野洲町立和田集会所の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 1 6	石部町立松籟会館設置に関する条例	写し	S47.12.21 (H11.12.28最終改正)	石部町	石部町立松籟会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 1 7	甲西町地域総合センターの設置および管理に関する条例	写し	S52.10.1 (H12.3.21最終改正)	甲西町	岩根会館、夏見会館、三雲会館、三雲教育集会所、柑子袋会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 1 8	水口町立隣保館設置及び管理に関する条例	写し	S51.4.1 (H13.3.19最終改正)	水口町	水口町立宇川会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 1 9	水口町立教育集会所の設置及び管理に関する条例	写し	S49.3.30 (H12.12.21最終改正)	水口町	水口町立牛飼教育集会所、水口町立泉教育集会所、水口町立新城教育集会所の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 2 0	蒲生町隣保館設置条例	写し	S43.3.30	蒲生町	蒲生町立石塔会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 2 1	日野町文化会館設置条例	写し	S37.8.1(H14 (月日不詳)最終改正)	日野町	日野町立日野文化会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 2 2	日野町教育集会所設置条例	写し	S50.3.26(H14 (月日不詳)最終改正)	日野町	日野町教育集会所の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 2 3	愛東町教育集会所設置条例	写し	H4.6.25	愛東町	愛東町教育集会所梅林会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 2 4	豊郷町隣保館設置条例	写し	S44.3.11 (H15.2.26最終改正)	豊郷町	豊郷町隣保館の名称と位置が公布されていること

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1 8 の 2 5	豊郷町地域 総合セン ターの設置 等に関する 条例	写し	H3.6.20 (H15.2.26最 終改正)	豊郷町	大町教育集会所、三ツ池 教育集会所の名称が公布 されていること
甲 1 8 の 2 6	甲良町隣保 館の設置等 に関する条 例	写し	S52.9.24 (H22.3.26最 終改正)	甲良町	呉竹住民センター、長寺 福祉館の名称と位置が公 布されていること
甲 1 8 の 2 7	虎姫町総合 センター設 置運営規程	写し	S52.8.25 (S60.5.31最 終改正)	虎姫町	虎姫町文化館、虎姫町教 育集会所の名称が公布さ れていること
甲 1 8 の 2 8	木之本町総 合センター 設置条例	写し	H14.3.19	木之本 町	木之本町文化センター、 木之本町教育集会所の名 称が公布されていること
甲 1 8 の 2 9	隣保館設置 条例	写し	H46.3.15 (S57.4.1最終 改正)	秦荘町	秦荘町立長塚会館の名称 と位置が公布されている こと
甲 1 8 の 3 0	町立隣保館 設置条例	写し	S47.3.11 (H13.3.8最終 改正)	愛知川 町	愛知川町立川久保保愛 館、愛知川町立山川原会 館の名称と位置が公布さ れていること
甲 1 8 の 3 1	彦根市同和 対策地域総 合センター の設置およ び管理に関 する条例	写し	S53.4.1 (S54.3.31最 終改正)	彦根市	の名称と位置が公布され ていること
甲 1 8 の 3 2	彦根市地域 総合セン ターの設置 および管理 に関する条 例	写し	S53.4.1 (H20.12.19最 終改正)	彦根市	の名称と位置が公布され ていること
甲 1 8 の 3 3	大津市地域 福祉文化交 流センター 条例	写し	H9.3.21 (H14.3.25最 終改正)	大津市	彦根市立東山会館、彦根 市立広野会館の名称と位 置が公布されていること
甲 1 8 の 3 4	大津市教育 集会所条例	写し	H51.3.30 (H9.6.27最終 改正)	大津市	広野教育集会所の名称と 位置が公布されているこ と

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1 8 の 3 5	草津市立隣保館条例	写し	S46.3.27 (H21.4.1最終改正)	草津市	草津市立新田会館、草津市立橋岡会館、草津市立西一会館、草津市立芦浦会館の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 3 6	草津市立教育集会所設置条例	写し	S47.3.31 (H20.12.24最終改正)	草津市	草津市立新田教育集会所、草津市立橋岡教育集会所、草津市立西一教育集会所、草津市立芦浦教育集会所の名称と位置が公布されていること
甲 1 8 の 3 7	愛荘町地域総合センター条例	写し	H18.2.13	愛荘町	長塚教育集会所、川久保教育集会所、山川原教育集会所の名称と位置が公布されていること

#### 補足

原告が確認済みの各地域総合センターと隣保館・教育集会所の名称と位置、甲号証との関係は別表の通りである。

土山町立隣保館の設置および管理に関する条例、甲南町かえで会館の設置に関する条例、信楽町教育集会所設置条例、安土町隣保館設置条例は現在自治体への情報公開請求の手続き中であり、第4回口頭弁論日までに取得できる見込みである。

既に提出済みの甲18の1から7号証から、次の通りセンターの関連施設の情報が公布されていることが確認できる。

甲18の1（近江八幡市隣保館条例） 近江八幡市末広会館、近江八幡市八幡会館、近江八幡市桐原会館の名称と位置が公布されていること

甲18の2（近江八幡市立教育集会所の設置等に関する条例） 近江八幡市立末広(第1)教育集会所、近江八幡市立末広(第2)教育集会所、近江八幡市立八幡教育集会所、近江八幡市立八幡教育集会所別館、近江八幡市立住吉教育集会所、近江八幡市立大森教育集会所、近江八幡市立掘上教育集会所の名称と位置が公布されていること

甲 1 8 の 3（甲賀町地域総合センターの設置等に関する条例） 大久保教育集会所、大原中教育集会所、相模教育集会所、上野教育集会所の名称と位置が公布されていること

甲 1 8 の 4（米原町立隣保館の設置等に関する条例） 米原町立三吉会館、米原町立上多良文化センターの名称と位置が公布されていること

甲 1 8 の 5（米原町教育集会所の設置等に関する条例） 米原町立一色教育集会所の名称と位置が公布されていること

甲 1 8 の 7（愛東町人権啓発センター設置条例） 愛東町人権啓発センターの名称と位置が公布されていること